

宇土市公告式条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月29日

宇土市長

光井 正吾

## 宇土市条例第19号

宇土市公告式条例等の一部を改正する条例

(宇土市公告式条例の一部改正)

第1条 宇土市公告式条例(平成12年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「宇土市役所本庁前の掲示板」を「市のホームページに掲載し、又は宇土市役所本庁前の掲示場」に改め、同項ただし書中「当該掲示板」を「当該ホームページに掲載が困難なとき、又は当該掲示場」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(規則の公布)

第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定に準用する。

(規程等の公表)

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、規則を除くほか、市長の定める規程等で公表を要するものについて準用する。

第5条第1項中「第2条」を「第3条」に、「市長」を「市長名」に改め、「代表する者」の次に「の氏名」を加え、同条第2項中「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」を削る。

(宇土市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 宇土市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により」を削る。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第204条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(宇土市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 宇土市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第92条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(宇土市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)

第5条 宇土市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第35条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

第6条 宇土市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第34条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される

ものをいう。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。